

感染症について（登園届）

当園では、予防すべき伝染病及び登園停止の期間を「学校保健安全法」の取り扱いに準じております。
感染が疑わしい場合は、病院の診断を受けてから登園してください。

登　園　届（保護者記入）	
西原りとるばんぶきんず　園長 殿	
<u>入所児童氏名</u>	
病名「 _____ 」と診断され、	
年　　月　　日　　医療機関名「 _____ 」において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
<u>年　　月　　日</u>	
保護者名 _____ 印又はサイン _____	

下記の感染症については、登園のめやすを参考に、医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。
～医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要です～

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウィルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症日を0日とし、5日経過かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
コロナウイルス	発症後5日間	発症日を0日とし、5日経過かつ症状軽快後1日（無症状の場合検体採取日を0日とし5日経過後）
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウィルス等）	症状のある間と症状消失後1週間（量は減っていくが数週間ウィルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること